

公 示 送 達 書

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次の者の書類を公示送達
します。なお、これらの送達すべき書類は香川県綾歌郡綾川町長が保管しており、受領権限
を有する者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和8年7月31日

香川県綾歌郡綾川町長 前田 武俊



No.	氏 名	書 類	
		年度	種 類
1	原田 来美	令和8年度	催告書
2	市川 浩	令和8年度	所得申告書

備考 この掲示をはじめた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。